

阿賀野市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

阿賀野市長 田 中 清 善

#### 阿賀野市条例第9号

##### 阿賀野市介護保険条例の一部を改正する条例

阿賀野市介護保険条例（平成16年阿賀野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和2年2月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改める。

##### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 令和4年4月1日前の期間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められた保険料の減免については、なお従前の例による。